

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ
(生活環境、日本語学習・日本語教育) 第3回会議(合同) 議事概要

1 日時

令和2年1月20日(月) 午後1時から午後3時まで

2 場所

あいち国際プラザ 2階 アイリスルーム

3 出席者

○生活環境ワーキンググループ 14 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局、東海北陸厚生局、中部管区行政評価局、
愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、
愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、
名古屋市、愛知県市長会(豊橋市、知立市)、愛知県町村会(東浦町、蟹江町)、
公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、
愛知県(順不同)

○日本語学習・日本語教育ワーキンググループ 13 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知県商工会連合会、
一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、
愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、名古屋市、
愛知県市長会(豊橋市、知立市)、愛知県町村会(東浦町、蟹江町)、
公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、
愛知県(順不同)

4 議事

(1) 生活環境ワーキンググループ

- ア 「新たに来日した外国人就労者に対する早期適応研修カリキュラム」について
- イ 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の見直しについて
- ウ あいち多文化共生センターにおける相談状況について
- エ 意見交換(今年度の生活環境の整備、災害時の支援に関する取

組等について)

(2) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

ア 基調報告：日本語教育において企業に期待すること

【講師】名古屋外国語大学・名古屋大学 名誉教授 尾崎 明人氏
イ 意見交換（今年度の日本語教育に関する取組等について）

5 主な発言内容

(1) 生活環境ワーキンググループ

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」、生活環境及び日本語学習・日本語教育ワーキンググループの第3回会議を、合同開催させていただきます。なお、両ワーキンググループの事務局は、生活環境WGが、愛知県多文化共生推進室と名古屋出入国在留管理局、また、日本語学習・日本語教育WGが、多文化共生推進室、県教育委員会教育企画課、名古屋出入国在留管理局となっておりますことから、本日の進行は、多文化共生推進室長が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元に配布しております「出席者名簿」をもって紹介に代えさせていただきますが、今回の生活環境WGから、新たに総務省中部管区行政評価局様が構成団体となりましたので、御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

なお、本日は後半の日本語学習・日本語教育WGで基調報告をしていただく名古屋外国語大学・名古屋大学名誉教授の尾崎様にも生活環境WGから御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

それでは、次第に従いまして、生活環境WGを始めさせていただきます。始めに、議事(1)の「新たに来日した外国人就労者に対する早期適応研修カリキュラムについて」でございます。事務局である愛知県多文化共生推進室から御説明申し上げます。

ア 「新たに来日した外国人就労者に対する早期適応研修カリキュラム」について

(事務局〔愛知県多文化共生推進室〕)

それでは、議事のア「新たに来日した外国人就労者に対する早期適応研修カリキュラム」について、御説明します。お手元の青い背景に白文字でタイトルが書かれた、こちらのリーフレットを御覧ください。

外国人材の受入企業等が、外国人就労者に対して、日本での生活にスムーズに適応できるよう、職業生活や社会生活における支援を行うことは、人材の定着や

活躍にとって、とても大切です。

そこで本県では、企業等が、こうした支援を実施する際のサポートツールとして役立てていただけるよう、「研修カリキュラム」、「教材」及び「指導者マニュアル」を作成しました。

お手元のリーフレットは、作成した教材などの概要を広く周知するために作成したものであり、お開きいただいた資料右側が学習する項目、いわゆる「カリキュラム」となっております。

また座学ではイメージしにくい、ゴミの出し方など8つの項目については、補助教材として動画を作成しました。

本日は、その中の「第3章-1 ゴミの出し方」の動画を御覧いただきたいと存じます。

【動画の視聴】

この研修では、動画を見た後に、実際に住んでいる自治体のゴミ分別表を見ながら、捨て方を確認するなど、指導者とのコミュニケーションの中で、必要な知識が学べるよう工夫されています。

今後はこの教材を、県内外に広く普及して参りたいと考えていますので、引き続き、協議会の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

（事務局）

ただいまの説明につきまして何かご意見とかご質問等がございましたらどうぞよろしくお願ひします。

（日本労働組合総連合会愛知県連合会）

一つ確認なんですけども、動画教材ということで、大変わかりやすいと思いますが、広く普及させるということで、例えばSNSに上げたりですとかそういったことをお考えでしょうか。

（事務局〔愛知県多文化共生推進室〕）

こちらの動画ですけども、現在も私どもの多文化共生推進室の、ホームページの方にリンクが貼ってありまして、そちらがYouTubeの専用チャンネルの方に繋がっております。ですので、YouTubeを御覧になれる環境ございましたら、どなたでも、見ていただくことができるようになっております。そういったことから、カリキュラムや研修という形でなくてもこの動画を見ていただくことで、少しでも外国人の方が住みやすくなるような環境づくりのお手伝いできればと思っております。

(事務局)

他はよろしかったでしょうか。ないようですので、続きまして、次第に従って説明していただきます。議題イの「外国人労働者の適正雇用等日本社会の適用を推進するための憲章の見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

イ 「外国人労働者の適正雇用等日本社会の適用を推進するための憲章の見直し」について

(事務局〔愛知県多文化共生推進室〕)

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適用を促進するための憲章の改訂について御説明をしたいと思います。資料の2を御覧ください。

まず、資料の、憲章についてでございます。

この憲章が策定された経緯について御説明します。今から12年前、2008年1月に、外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備を、企業に自主的に取り組んでもらう契機とするため、東海三県一市の自治体が、地元の経済団体の協力をいただいて、策定したものであります。

次に「2 憲章の性格」についてですが、これは外国人の適正雇用の実現に向け、行政から企業への「呼びかけ」として策定されており、その構成は前文が趣旨、その後、取り組むべき基本的事業が列挙されております。

続きまして、「3 改定の背景とこれまでの動き」でございますが、この度、憲章策定から10年以上が経過し、技能実習制度の拡大を始めとした外国人労働者に関する社会的状況も大きく変化しております。こういったことを踏まえまして、文言を見直すとともに、本県を事務局として、日系ブラジル人等が多く在留する7県1市、群馬県、静岡県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛知県及び名古屋市で構成する多文化共生推進協議会の会員県市やその管内の経済団体を、憲章の賛同団体として広く拡大するため、昨年度より見直しにつきまして調整を進めてきたところでございます。

文言見直しの方針につきましては、資料右側の「4 改定の方針」にあるとおり「(1) 憲章の策定理念を継承しつつ文言等を発展的に見直す。」、「(2) 行政を含めた関係機関との連携を前文に明記する。」、「(3) 外国人労働者と企業、双方向・相互の理解が不可欠という姿勢を明記する。」の3点でございます。

現在の状況としましては、昨年8月に、先に申し上げた多文化共生推進協議会を構成する7県1市で、この見直し方針に基づき改定案をとりまとめ、その後、憲章にすでに署名いただいている愛知県内の各経済団体の皆様から、改定案などについて、御意見を頂き、反映させたものが資料2の2枚目の新旧対照表と3枚目の改定案でございます。

今後は、賛同を予定している愛知県以外の各6県と名古屋市が、それぞれの地

元経済団体との調整を進めていただきまして、できましたら、今年夏頃を目途に新たな憲章を発表できたらと考えております。説明は以上です。

(事務局)

ただいまの説明につきまして、何か御意見御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

(事務局〔愛知県多文化共生推進室〕)

少し補足をさせていただきますが、この憲章は10年以上前に策定したと申し上げましたけども、その後、東海3県1市と、あと少し遅れて、同じような憲章を策定した静岡県と4県1市で、毎年1月から2月にかけて、憲章セミナーと題しまして、憲章を普及するセミナーを開催をしております。

近年外国人労働者の問題は、大変関心が高まっております、毎年会場が満員と申しますか、ほぼほぼ、会場のキャパに達するくらいの参加者の方に御出席をいただいてセミナーを開催しているところでございます。

(事務局)

いかがでしょうか。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、最後に時間をお取りいたしますので、もし何かございましたらそのときに御質問していただければと思います。

それでは引き続き続けて進めさせていただきます。

ウ あいち多文化共生センターにおける相談状況について

(愛知県国際交流協会)

私ども協会の外国人相談窓口であります、あいち多文化共生センターにおける相談状況について御説明いたします。

お手元資料3になりますが、あいち国際プラザ、あいち多文化共生センターについての資料を御覧ください。

前回のワーキンググループの会議でも少しお話をさせていただいたと思いますが、私どもの相談事業について、変更点や言語の追加等もございますので、改めて御説明をさせていただきます。

私ども協会では、多文化ソーシャルワーカーによる相談、情報提供及び支援を実施しております。

資料の2業務概要(1)にございます通り、相談日時は月曜日から土曜日の午前10時から午後6時まで、外国人県民からの直接の相談を受けるほか、県や市町村の各種機関からも、通訳・翻訳の依頼や、学校や福祉関係の団体からの協力

依頼にも随時お応えをしております。

対応言語につきましては、昨年度まではポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語/タガログ語に日本語を含みまして6言語で行っていましたが、今年度の4月から法務省の交付金を活用しまして、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語の4言語を追加いたしました。

そして、10月からは、電話通訳やテレビ電話通訳を導入いたしまして、その言語プラス韓国語、ミャンマー語も加えまして、現在計12言語での相談を行っております。

センターに語学スタッフを配置して対応している日時は、資料の下にある表に記載のとおりでございます。

資料の下にある表にございますとおり、言語と時間は、センターに語学スタッフを配置して対応している日時がこちらに記載のものでございます。

それ以外の時間帯におきましても、10時から6時までの間でしたら、必要に応じて、電話通訳やテレビ電話通訳を活用して随時、3者間通話などを行いながら対応しているところでございます。

もし皆様のごところに、外国人県民からの問い合わせ等で困られたことがございましたら、随時御連絡をいただければ、そういった3者間通話や4者間通話を利用して対応させていただきます。

参考までに、次の資料に今年度の4月から12月の相談件数を掲載しております。

昨年度から比べて、件数は何割か増になっておりますし、対応言語も増えております。日本語が一番多い数となっております。外国人本人からの相談のほか、先ほど申し上げた通り、学校関係や県や市町村の各種窓口、それからボランティアなどの支援者から日本語で相談をするということも入っています。次に多いのがポルトガル語の379、続いて英語が111、スペイン語が68、そして中国が29となっております。今年度から対応を開始した言語についてはまだ件数が少ないですが、市町村などからの翻訳の依頼などが結構ありまして、このように翻訳件数が多い状況でございます。

先ほどの資料にお戻りください。

(1) 多文化ソーシャルワーカーの役割といたしまして、外国人からの相談に、情報提供、助言を行うときだけではなく、外国人特有の在留資格ですとか、国ごとの制度の違いなどによって1人ではなかなか解決が難しい問題を抱える人に対して、関係する機関と協力しながら、継続的な支援を行っております。

相談の内容につきましては、在留関係、労働関係、医療、福祉、教育、生活全般など多岐にわたっておりますが、最近特に多くなっているなど感じる相談は、子どもの教育とか進学、医療関係、県関係、福祉関係となっております。特に児

童相談所からの通訳、翻訳の依頼が増えています。

具体的には、子どもを保護することになったので、保護者に説明したいが通訳が必要なので協力して欲しいですとか、保護者に制度について説明が必要なので資料を翻訳してほしいという相談が含まれております。

労働関係の相談も多く寄せられておまして、仕事を探している人ですとか、いじめや不当解雇などの問題を抱える人がございます。

続きまして資料右側を御覧ください。外国人の弁護士相談、こちらは愛知県弁護士会と協力して行っております。

対応言語は、こちらにある5言語となっておりますが、今後、言語を増やしていきたいと思っております。

それから次の(3)、こちらは、チラシを添付しておりますので、そちらも併せて、御覧ください。外国人のための専門相談としておりますけれども、11月から、名古屋出入国在留管理局さんと、愛知労働局さんと連携して専門の相談を開始いたしました。この1月からは愛知県の消費生活センターの部署と協力しながら消費生活の関係の相談にも対応しております。それぞれ月1回で予約制となっております。対応言語は、先ほど申し上げた、12言語でございます。

続きまして、(4)外国人の相談担当者向けのハンドブックの作成です。こちらは、今年度、結婚・離婚版を改訂発行する予定で、今、関係機関の皆様にご確認をいただいております。3月には完成する予定でありますので、皆様のごところにお届けしたいと思っております。次の(5)につきましては、あいち多文化共生センターで災害時における外国人対応を行っていかねばならないということで、私どものボランティア育成のための研修や、そういったボランティアに協力してもらいながら、災害時にどういった対応をするかという訓練を行っております。

最後になりましたけれども、もう一枚のチラシをお配りしておまして、外国人相談に対応する方向けの研修会のチラシになります。

私ども国際交流協会では毎年県内の市町村や市町村国際交流協会などの相談窓口の職員や、社会福祉の専門機関の相談員を対象とした研修を行っております。

今年度、特に入管法の改正について理解を深めようと、研修を10月に行ったところでございますが、定員を大幅に超えるお申し込みをいただきましたので、今回同じような内容でもう一度2月に開催いたします。

1月15日に広報を開始しましたが、すでに多くの申し込みをいただいております。関心の高さや現場の方々の意識の高さを感じているところです。来年度以降もそういった相談窓口の方々に必要な研修や、情報提供の事業を行っていきたく思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、何か御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは引き続き議事を進めさせていただきます。

今回は、各機関団体の今年度の生活環境を整備し、災害時の支援に関する取り組みや、生活関連の整備における課題等につきまして、事前に調査をさせていただきました。お手元の資料の 4 のとおりの回答をまとめさせていただいております。

本日はこの中から、名古屋出入国在留管理局様、中部管区行政評価様、愛知県中小企業団体中央会様、豊橋市様、東浦町様に各取組や課題につきまして、御報告をいただきたいと思っております。

それでは早速でございますが、まず、名古屋出入国在留管理局様、よろしくお願いたします。

エ 意見交換(今年度の生活環境の整備、災害時の支援に関する取組等について)

(事務局〔名古屋出入国在留管理局〕)

名古屋入管の今年度の取り組みということで、いくつか御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、愛知県、A I A様の御要望を踏まえまして、昨年11月から、毎月第3水曜日に、あいち多文化共生センターにおきまして、当局の受入環境調整担当官を派遣して、出入国・在留関係の専門相談を開始したところでございます。これまで計3回実施しておりますけれども、実績としましては合計で2件となっております。

またA I A様の方から御紹介いただきましたとおり、研修会の実施ということで、本年、2月27日に、外国人相談担当者研修ということで、入管法についての講演をさせていただく予定でございます。

次に課題を資料4に書かせていただいたんですけれども、在留外国人にいかにか情報を届けるのかという視点からいろいろ取組をしております。

その一つとしまして、資料を御覧ください。リーフレットがあると思います。これは一元的相談窓口を作ったはいいが、存在を周知するにはどうしたらいいかということで、愛知県様に御意見をいただきましたし、第2回生活環境ワーキンググループでも、連合様の方から御意見を頂戴した次第でございます、

名古屋管内に所在する7県様と名古屋市様の、一元的相談窓口を紹介する名刺サイズに折りたたむことができるリーフレットを作成しまして、昨年12月から中部空港、富山空港、小松空港、静岡空港で、新たに中長期在留者となります外国人の方へ配布を開始したところでございます。

このリーフレットは空港のみならず、当局の出張所においても配架してございますので、来客した方が手に取ることができるということになってございます。

また、昨年7月から当局1階のエントランス部分に自治体の情報コーナーというものを設置しております。資料5はその写真になりますが、愛知県様からも情報誌やチラシの送付をいただいて配架し、当局を訪れる在留外国人の方々から自由に手にとって、持ち帰ることができるというコーナーを設けてございます。

資料の写真は自治体情報コーナーの写真ですが、このほかに愛知県警様の中にも多文化共生担当ができましたので、道路交通法の改正などを多言語化したリーフレットがありますので、その資料もこのコーナーに配架している他、待合スペースに掲示するなどしてございます。

災害の話でいきますと、台風が接近した時や大雨など、災害時などに窓口を閉鎖したり、業務体制も縮小して窓口運営する場合には、NHK総合テレビの逆L字字幕情報に、当局の窓口開設状況を、日本語と英語で流してもらうようNHK名古屋放送局様に協力してもらうことにしてございます。

さらに資料5の、台風情報提供の御案内というものがございますけれども、台風が接近する際に、NHK国際放送局が、ホームページ上に英語での台風情報の特設サイトを立ち上げるということで、そのサイトが立ち上がった時に、メールでお知らせしてもらえるサービスがございます。

当局のメールアドレスも、登録しまして、これによりまして特設サイトが立ち上がりますと、自動でメール配信されて、そのメールに特設サイトへ移行できるQRコードがついた周知チラシデータが添付されており、これを印刷して、当局内で掲示・配架したり、来客する方に配布して、とにかく外国人の方に、できるだけ情報が行き渡るようにしていこうということで取り組んでございます。

これに関しては周知用チラシなどはないのですが、気象庁のホームページには、雨雲の動きのほかに天気予報とか、防災気象情報などが11か国語化されております。本年3月までには14か国語で見ることができるよう、多言語化は進んでおりますので、皆様におかれまして一度確認していただくと、幸いです。

このほかに、まだまだ整備段階でございますけれども、NHK国際放送局が制作しているNHKワールドジャパンが、英語放送でのニュース番組などをライブ配信してまして、防災の情報ですとか、日本語教育のコンテンツなども多言

語で展開しております。無料でアプリをダウンロードすることもできるということで、在留外国人の方々が、情報入手する手段の一つになるんじゃないかということを考えまして、今年度中には、待合スペース等に設置しているテレビモニタを使用して、NHKワールドジャパンの英語放送を放映してその存在を周知できるように整備を進めているところでございます。簡単ですが、私からは以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

質疑応答は一番最後にまとめて時間を取りたいと思いますのでよろしく願いします。

それでは引き続き、中部管区行政評価局様よろしく願いします。

(中部管区行政評価局)

総務省の行政評価局の主要事業の一つとしまして、行政相談業務というのをやっています。国の行政に関する相談を受けております。その中で、在留外国人のさらなる増加が見込まれるということから、近年は、行政相談における外国人対応に力を入れております。

当局の行政相談業務に関しまして、外国人に対する今年度の生活環境の整備としましては、まず、今年4月から、外国人相談に対応するために、相談窓口が多言語音声翻訳機を配置しました。今のところ使用頻度は多くありませんが、日本語がほとんどわからないといった外国人の方に対して、音声翻訳機を使用して相談対応を行った例があります。

二つ目は、外国語メールによる行政相談受付を3月から開始しました。これは現在は英語による相談のみで、本省対応であります。この外国語メールによる相談につきましては、資料の6を御覧ください。

三つ目は、行政相談委員、これは県内183人おりまして、外国人からの相談を受け付ける場合の注意事項や、多言語音声翻訳機の使用方法について周知いたしました。

行政相談でございますが、当局で直接受け付ける他に、県内183人の行政相談委員が、地域の身近な相談相手として、住民の方々の相談に応じています。

四つ目は、日本語学校、また外国人を対象としたイベント、これは比較的規模の小さな地域のイベントでございますが、そういった場で外国人に対して、行政相談制度を説明して、利用を案内いたしました。

五つ目は、多言語行政相談リーフレットの作成。これも資料にあります。本日はサンプル的にポルトガル語によるリーフレットをつけさせていただきました。

た。ポルトガル語以外にも複数言語、今のところ 12 言語ですけれども、作成しております。

それから課題でございますが、行政相談の内容が非常に複雑だった場合、ある程度日本語が理解できるぐらいの方であればよろしいのですが、ほとんど日本語が理解できない場合、多言語翻訳機だけで、どこまで私たちが内容を詳細・正確に把握できるかというのが課題として考えております。

最後に、災害時の支援に関してのお願いでございます。総務省では、大規模災害が発生した場合、特別行政相談活動を行って、速やかな情報提供ときめ細やかな相談体制の整備に努めております。

災害発生直後といいますのは、救護、救援活動が優先でございますので、相談体制の整備という時期ではありませんが、復興に向けて活動を始める際、例えば大体災害発生から 2 ヶ月ほど経過したような時期になると思いますが、復興復旧に向けて、いろんな相談事ができます。

そのような際には当局としましては、積極的に情報ガイドブックの提供や、特別行政相談所の開設などで支援していきたいと考えております。

被災者の中には当然、外国人もみえます。当局は、行政相談活動を通じて、災害時の外国人支援を行っていきますので、皆様の御協力をお願いいたします。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは続きまして、愛知県中小企業団体中央会様、よろしく願いいたします。

(愛知県中小企業団体中央会)

私どもの方で前回の 9 月の時にも、御説明させていただいたんですが、年 2 回、外国人実習生の監理団体及び実施機関を対象としまして、外国人技能実習生届出事業コンプライアンスセミナーというものを開催させていただいております。今年度におきましても、12 月と 1 月に開催させていただきました。

そのうちの 1 月に、災害時の支援というところで、前回 9 月のワーキンググループでも御講演された「多文化共生リソースセンター東海」の土井佳彦様にお越しいただき、災害時の外国人技能実習生支援についてということで御講演いただきました。技能実習生の立場に立った対応策や解決策について御説明いただき、参加者には御好評いただいたところでございます。

続きまして、課題でございます。課題につきましては私どもの方の、また別事業になるのですが、労働問題研究会というものを毎年開催させていただいてお

ります。そのうち、今年度の県の外国人材の活用についてというところを説明させていただき、監理団体の役職員の方、5名に出席していただいて少人数ながらで開催しました。参加者を入れ替えて同内容で2回、10月と12月に1回ずつ開催しまして、意見交換をさせていただいたところでございます。

そして生活支援として行っていることは、主に公共交通機関の乗り方や、ゴミ捨ての方法であるとか、買い物とか病院へ同行しますとか、変わったところでは母国の調味料や食材が購入できる店を紹介しますとか、そういうところを、監理団体さんの方で工夫して実施しておられるということですが、一方、課題ですが、技能実習生が住む寮について、大家さんの方で、外国人を毛嫌いするところがありまして、なかなかアパートを確保するのが難しいという御意見があったり、先ほどのゴミ捨てについても、ルールを守っていないゴミの捨て方がされていると真っ先に外国人が疑われるなど、外国人に対する偏見がまだ相変わらず残っているという事例を挙げていただいたりしております。

当会としましては、引き続き、監理団体であります監理組合や、組合員企業の実情の把握に努めながら、関係機関との連携を密にいたしまして、外国人の支援です、とりわけ外国人技能実習制度と特定技能制度になるのですが、こちらの方の適正な運用にきちんと努めたいと考えております。簡単ですが、以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。

引き継ぎまして豊橋市さん、お願いします。

(愛知県市長会〔豊橋市〕)

それでは資料の7を御覧ください。

まず「外国人総合相談窓口インフォピアの開設」について、資料①を御説明いたします。豊橋市も法務省の外国人受入環境整備交付金を活用して、8月にワンストップ型の外国人総合相談窓口を豊橋市国際交流協会内に開設しました。

「インフォピア」と愛称をつけまして、より多くの方に知っていただくように努めているところです。

8月から現在までの実績等を見ておりますと、相談内容、相談件数としまして、ひと月あたり平均140件から150件で、特に相談内容は日本語教育に関する相談が多く、外国人の方が日本で生活していくうえでまず日本語について勉強したい、そこがわからないと自分たちの暮らしが成り立っていない、ということに関心があるのではないかと思います。

国際交流協会の中にインフォピアを立ち上げましたので、国際交流協会が行うセミナーや講座、ワークショップへ繋いでいくことができていると思います。

また、いろいろな関係団体様とどのように連携してワンストップとしていくのがよいのかということを考えていまして、機会を捉え、市役所各部署以外にも、関係団体の方などに周知させていただいています。

今後とも、このインフォピアの相談内容を見まして、どのような周知、連携をしていったらよいかを考えていきたいと思っております。

また、本日の資料にないのですが、今年度の生活環境に関する新しい取り組みとしまして、ブラジル人向けのメンタルヘルス総合相談窓口というのを委託事業として行っております。

このメンタルに関する相談ですけれども、結構需要がありまして、月平均で、140 から 150 件ぐらいのメンタルヘルスに関する御相談があります。とということがわかりました。

内容としましては、鬱病だとかパニック障害みたいなことで、かなり深刻なメンタルの問題を抱えている方が多いことがわかりました。心理カウンセラーの方は、ポルトガル語で対応していただける方をお願いしています。大変深刻な問題を抱えていらっしゃる外国人の方が多という報告を受けていますが、実際、市役所としては、日本人がこういった精神障害とか、精神衛生に関する相談をする時は健康部に属する保健所などの部署にいろいろな情報が集まってくるんですが、そちらの部署に聞いてみますと、そんなに外国人市民からの相談が来ているイメージはないよとおっしゃるんです。

なのでここはかなり齟齬があり、実際にはポルトガル語で相談したい人がいても、保健所の日本人向けの相談にはその声が届かないということがわかりました。新年度は、このような齟齬をなくすために、どのような取組を行っていくのがよいのか、あわせて児童虐待だとか、育児放棄みたいな相談も増えているということで、そういった相談を、多言語だとか、相談しやすいような体制づくりをしていかなければならない、と思います。

今日も委託先の方とお話する機会があったんですけど、やはりこういった大広間で、どうぞ相談受けますといっても、相談できないので、少し狭いところでも、アットホームな雰囲気、何があったかということ、しっかりと聞くスペースが必要だと言われまして、少し知恵を出し合ってやっていきたいと思っております。

続きまして、資料②をお願いします。災害時の支援に関する取組ということで、今年は、外国人が多く集まる県営岩田住宅で防災訓練の実施をいたしました。三者間同時通訳の通報訓練、はしご車で5階から住民の方を救出するようなデモンストレーションを行いました。総勢で 173 名の参加者がいまして、この訓練

を通して、災害に関して、外国人の方がどのようなことに取り組んで準備しておくとかよいかを知ることができたと同時に、併せて違法駐車、外国人の皆さんが住んでおられる地区に勝手に車を駐めてしまうこともかなりありますが、こんなことが災害現場では色々な支障に繋がるということを知っていただくこともできました。大勢の外国人の方が集まっていたいただきましたので、こういう機会を捉えて、顔も見えるつながり、地元のつながりをつくっていくことが必要です。

それから、ここに資料はないんですけども、これまで10年にわたって、豊橋市では外国人が集住する地区をモデル地区と定めまして、4地区の生活実態などを支援していくような取り組みを行って参りました。今般、その実績に基づいて地元自治会のためのヒントブックを取りまとめました。来月2月に報道発表させていただく予定です。先程お話がありましたように、ゴミ出しのルールの伝え方だとか生活全般にわたる外国人市民との共生のために役立てていただきたいと思っています。外国人市民の分散化や多国籍化も新しい課題として出てきております。自治会や日本人の側から仲間として共生の取組をどのように行っていくかということ、まとめた指南書です。今年度中に、各自治会に配ったり、お願いに行こうというふうに考えております。以上です。

(事務局)

どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして東浦町さんお願いいたします。

(愛知県町村会〔東浦町〕)

東浦町では、月2回ほど日本語教室を実施をしているのですが、その際に、外国人向けの案内ということで、町が発行します「かけはし」という情報紙を作りまして、そちらに町の行事ですとか税関係のことを入れて、情報を伝えております。

ただ、災害については、以前からボランティア養成講座を毎年やっているのですが、新しい方があまり集まらなくて、従来からのメンバーが、実際には動いているという状態になっております。

防災訓練では、ボランティア団体として「多文化共生ひがしうら」という団体がありまして、日本人と外国人を含んで約80名のメンバーがいます。こちらの団体が主になって、日本人や外国人等に、災害多言語支援センターというものを設置し、災害時に情報発信ができるような状態を作ろうと考えておりまして、多言語表示、やさしい日本語表示も貼り出すというようなことをしております。

外国人が多く住む県営東浦住宅がありますが、こちらの防災訓練に、自治会長の方から要請をいただいて、参加をしたり、去年は県との防災訓練がありまして、

そちらの方にも参加いただいて、情報を発信できるような状態にしております。

防災の関係については、私ども協働推進課としても、今後進めていかなければいけないと思っておりますが、防災の担当課も、そこまで外国人に対して支援できるような状態ではないので、こちらもできるように声をかけて、なるべく協働でやっっていこうと話しております。

課題ということになります。ボランティアスタッフが、労働条件等それとなく外国人の方から聞き出しているような状態です。私どもには、国際交流協会とか多文化共生センター等の専任スタッフがいないので、町の方で、外国人の方がボランティア通訳で、ポルトガル語とタガログ語・英語ということで、2名の方がスタッフにいますが、この2名の方に、町の窓口の業務及び相談支援ということで、対応していただいております。

あまり外国人の方の、特にポルトガル語とかブラジルの方のネットワークというものがなく、情報がうまく伝わらないと思っております。ただ、フィリピンの方については、町の通訳がほぼネットワークを持っていますので、そちらの方の情報は流れるのかなと思います。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。各団体の説明内容につきまして、何か御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。せっかくの機会でございますので尾崎先生、何かありましたらお願いします。

(尾崎明人氏)

これだけのことを皆さんやっているんだということを知り、感動したというのが感想です。

それで、いくつか思ったことがあるんですけど、一つは、愛知県、早期適応研修のカリキュラムです。こういうことはもうすでに愛知県がやっているというのはすごいなと思います。

実はこれと関連して厚労省のホームページに 120 ページぐらいの、すごい量の生活就労ガイドブックみたいなものを出していて、しかもその「やさしい日本語バージョン」も出ているし、多言語で 4 言語ぐらいはホームページにあります。これからそれを増やしていくとのことですが、愛知県ではこのパンフレットで、研修会をした時に、実はもっといろんな情報を視覚・多言語で入手できるよ、っていうことを、就労の外国の人に伝えられたらさらに良いかな。やっぱり言語の壁はすごく大きくて、必要な情報があっても、せいぜい英語、中国語ぐらいだと、とてもこの先、多様化する外国の人たちの言語問題が克服できないと思うんですけども、幸い 12 言語とかどんどん増えていきますから、とにかく外

国の人にここにアクセスすれば、情報が得られるというその情報提供がすごく大事だと思います。ぜひ愛知県も、この新しい企業研修関係から進めていただければと思います。

愛知県下で外国人を雇用している企業は、1万7000社とあって統計的な数字ですけれども、実際に企業の何社ぐらいがこの研修をやってくれるかというような結果なんかも、いずれはお調べになってやられると思うんですね。

いい試みなので、ぜひ広がるように、進められたらいいなと思います。

それから最後に1点追加なんですけど、配布資料1のリーフレットは7章までであるんですが、日本語の学習というのは入っていないんです。日本語の学習というのは、補足みたいなのところについているんです。

さっき豊橋市さんから報告があった、問い合わせに来る外国の人はやっぱり日本語の勉強のことについて知りたいんだよというお話があって、この愛知県のパンフレット、実は入っているんだけど、第7章までには入っていないので、追加的に、もうちょっと日本の現況についても情報提供ができるようになるといいな、そのことは後で私もちょっと話をする機会があるので、後程また触れたいなというふうに思います。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございました。それでは全般にわたっていかがでしょうか。

(愛知県経営者協会)

総務省の方にちょっと質問です。先ほど、詳しい内容で大規模な災害が起きた場合に、相談窓口の開設という御説明があったのですが、タイムラグとかがないかと心配されます。大規模な災害とは、どういう基準で考えておられるのでしょうか。

(中部管区行政評価局)

これまで大規模な災害といいますと、一番最初は、阪神淡路大震災です。それから、東日本大震災、また、台風、昨年度ですと鬼怒川の氾濫、そういった大規模な災害のときに行っております。愛知県では今のところ、開設した実績はございません。

(愛知県経営者協会)

大規模とはどういう基準でしょうか。

(中部管区行政評価局)

例えば、避難指示が出た。それである程度、規模の範囲の大きなところで、かなりのダメージを受けた、そういったところでやっておりますが、特に、こうだという基準というのはあるわけではございません。状況を見ながらということでございます。

(愛知県経営者協会)

製造業などは、色々な災害対策は、大規模災害に関する情報の判断ができなくて非常に苦勞されている。生産活動されているのであいまいな基準だと、誰がどの辺りに誰にどう伝えるというのが、そういうことは多分機能しないんじゃないかと思うんですよ。

(中部管区行政評価局)

あくまでも総務省内部での活動の目安でございますので、他の形で拘束するような基準ではございませんので、総務省の中で、その時の規模がどのぐらいのものであったかというふうに判断しているということでございます。

(事務局)

ちなみに、愛知県では国際交流協会さんと共同で、愛知県災害多言語支援センターを設置するのですが、この設置の条件は、第3非常配備体制がとられた時で、例えば、震度5強以上の地震が発生したとき、大規模が発生災害が発生したとき、または発生する恐れがある時、あと東海地震注意情報、警戒宣言が出た時など条件付けがされていますので、御参考までにとお思います。

他にはよろしかったでしょうか。

それでは皆様、御意見や情報提供いただきましてありがとうございました。今後の各機関の事業展開に当たりまして、参考にしていただければと思います。それではこれもちまして、生活環境ワーキンググループを終了させていただきます。

なお、次回第4回の生活環境ワーキンググループは、来年度の開催を予定しておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(2) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

(事務局)

ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」の、日本語学習・日本語教育ワーキンググループを開催させていただきます。

なお、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの進行は、前半に引き続きまして、多文化共生推進室長が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに、議事(2)のア「基調報告：日本語教育において企業に期待すること」でございます。

本日は講師として、名古屋外国語大学・名古屋大学 名誉教授の尾崎先生をお招きしております。尾崎先生はお手元のプロフィールにございますとおり、日本語教育学会の会長を務められるなど、日本語教育の専門家でいらっしゃいます。本日は、「日本語教育において企業に期待すること」について、基調報告をいただきたいと思っております。それでは、尾崎先生、よろしくお願いいたします。

ア 基調報告：日本語教育において企業に期待すること

(講師：名古屋外国語大学・名古屋大学 名誉教授 尾崎明人 氏)

資料8に従って、20分ほどお話をさせていただきます。

今日お話したいことの要件は最初に3つ書き出しているんですけども、一つ目は、外国人を雇用している企業の中で日本語教室を開くということをお考えいただきたい、これが1点目。それから2つ目は、地域の日本語教室、そこで、日本語教育をやっているんですけども、実際その地域の教室というのはどういうものなのか。そこで就労の人を受け入れるということは、どういう意味を持つのかということについて考えたい。それから3つ目は、今日の配布資料、追加であったんですけども愛知県が、来年度からあいち地域日本語教育推進センターというものをつくる。しかも、その総括コーディネーターを県庁に1名配置して、さらに、ボランティアの方8名を愛知県下に配置するという計画が出ておりますので、これについて期待するところをお話したいと思っております。

では、資料に従って1番目ですけども、これはもう皆さん御存知のことと思っております。

厚労省が発表している「外国人雇用状況」の届出状況」という数字です。ホームページを見ると、インターネット上は、2018年ですから、一昨年10月末現在の数値ということで、愛知県に関して言うと、外国人を雇用している事業所が1万7000で、働いている人が15万人という数字が出ています。この愛知県の15万人の働く外国人の在留資格を見たところ、まず「永住者」、あるいは「定住者」のような、「身分に基づく在留資格」の方が7万8000人ですから、愛知県下で働く外国人の方の半分は、実は、「身分に基づく在留資格」でお仕事をしていらっしゃる。残り半分は、働くという前提、あるいは資格外という形で働いていることになるんですけども、特に数字が多いのは技能実習生3万3000人で

22%。実はここで「資格外活動」というふうになってますけれども、「資格外活動」の多くは「留学生」であろうと思っています。これはもう入管の皆さん、よく状況を把握してらっしゃると思うんですけれども、それから右側の方に、産業別の内訳が出ていますけれども、製造業で働く外国人が45%でここが突出している。これはやはり愛知県の産業構造が反映されてるのかなと思います。一番下に「その他」が1万3000人。この「その他」の内訳は、厚労省の統計だけでは見えないんですけれども、愛知県の労働局の数字かなんかを見ると、農業関係が3%っていう数字をどっかで見たんですね。そうすると愛知県で農業に従事する外国の方が4000から5000人ぐらいいるんじゃないか、そしてこの方たちは、むしろ日本語教室とかもないような地域に住んでらっしゃるのではないかなと思います。これが、おおざっぱに見た、愛知県で働く外国人の方の全体像というふうに私は理解しています。

その次に、外国の人の日本語学習についてどんな状況になっているか、統計データとしてはちょっと古いかもしれませんが、2014年に愛知県がやった調査があって、この調査で非常に私はいいなと思うのは、外国人に面接をして、面談でアンケートに答えてもらうという調査方法をとっています。ただ単に、郵送で紙をばらまいて集めたのではなくて、対面式でデータを集めていて、しかも、350名に聞いている、そういうデータです。その結果の、主なところを御紹介しますと、「現在、日本語を勉強しているか」という質問に対して、350名中117名が勉強しているに「はい」と答えたんです。「いいえ」と答えた人が233名66%。つまり、3分の2は、日本語を勉強していないというふうに答えていたという結果です。日本語を勉強していると答えた117名に「どこで勉強しているか」と聞いたところ、一番多い答えは「独学」が57名で、ほぼ半分は勉強しているけど、独学だよ、ということになります。

それに対して、「無料・有料の日本語教室」と答えた人が54名。日本語を勉強しているという人の半分弱は、日本語教室で勉強しているというような結果になっています。

その次のページを御覧ください。「日本語教室に通ったことがあるか」という問いに対して、「はい、以前通っていた」は、今は通っていないんですね。以前通っていたと答えた人が135名いたんですけれども、以前通っていたわけですから辞めたんですね。どうして辞めたか。「時間が合わなくなった」が52名、「引っ越し・転職」が33名、生活環境が変わると日本語教室には当然通えなくなるということでしょう。その次、「いいえ、通ったことがない」と、そもそも日本語教室に行ったことがないという回答が160名。そのうちの、114名は「勉強する時間がないから」というふうに答えているというふうな結果です。

このような結果、あるいは他にも愛知県とか名古屋市のいろいろな調査があ

るんですけれども、勉強しないのはなぜかっていうことに着目して、「2.2 日本語を勉強しない（できない）理由」を御覧ください。「勉強しない」あるいは「できない」という理由は、おおざっぱに2つに分けると、「勉強する気がない」という外国人と、「勉強する気はあるんだけど、勉強する環境にない」というふうに大きく分けられると思います。動機がないという外国人の1つの理由は、「もう日本語が分かるから、勉強する必要がない」。その次は、「日本語が分からないんだけど、助けてくれる人がいるから困っていない」。それから3つ目、「日本語は勉強したけど、難しくてもう諦めた」という外国人がいるということです。その次、動機がある、やる気があるんだけど勉強する時間がない、これが一番数が多い勉強しない理由。この「時間がない。」に対しては、時間がないんじゃないかと、優先順位が低いからというような意見もありますけれども、調査をすると、時間がないっていう人が圧倒的に多い。その次、「日本語を勉強する場がない」。これは、近くに教室がない、あるいは教室があっても、教室の授業の時間と自分の都合が合わない。それから3つ目、「どうやって日本語を勉強すればいいかわからない」。あるいはどこへ行ったら日本語を勉強できるかわからない、情報がわからないから勉強できない、このような状況だと思います。

これに対して、国はどんなことを言っているかというのをチェックしてみたんですけれども、そこに書き出したんですが、去年の3月に法務省が1号特定技能外国人支援に関する運用要領という文書を出しています。その中に、日本語学習の機会を提供しなさい、するように努力しなさいという趣旨のことが書かれています。これは、特定技能の外国人を受け入れる企業の皆さんに対して、日本語教育に関する義務的支援と任意的支援ということを、文書化して提案しています。義務的支援に関しては、3つ出ているんですけれども、この中のどれか1つは支援を行う必要がありますというふうに書いてある。そうすると、特定技能の外国人の方を受け入れた企業は、この3つのうちのどれか1つはやらなければならない、というふうに理解していいと思います。それでは①、②、③のどれをやるんだろうか。①アンダーラインを引いたんですが、日本語教室や日本語教育機関に関する情報を提供して、入学できるように支援しなさい。②は、オンラインの日本語講座のような情報を外国人に提供して、受講できるように支援しなさい。③は、これはアンダーラインを引きました。1号特定技能外国人との合意のもと、特定技能所属機関等が日本語講師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること。これは具体的にお金がかかるお話だと思います。こういう努力をする企業が、これからどのくらい出てくるのかな、というふうに個人的には思っていますが、少なくとも、厚労省が出してる文書では、外国の人を雇用する企業は日本語学習支援について、こういうことをやってくださいと言っています。

その次のページに行ってください。これは法務省のホームページに出ているんですが、「生活・就労ガイドブック～日本で生活する皆さんへ～」出入国在留管理庁が出しているガイドブックがあって、その中に、日本語の学習についても書かれているところがあります。日本語の学習の場が3つ出ているんですが、「①日本語学校」、「②地域の日本語教室」、「③通信・遠隔教育」。外国人が日本で日本語を勉強する場・手段として、3つあるぞということがこのガイドブックに書かれています。

日本で暮らす外国の人の立場から見たときに、「①日本語学校」というのが、日本語学習の場として選択肢になり得るのかどうか。これは授業料が発生します。決して安くありません。ですから、外国の人がお金を払ってまで行くのかどうか。それからもう1つ、身近に通える範囲で日本語学校がどの程度あるのか。そういうふうに考えると、実際問題として選択肢になりにくいし、なりえない。日本語学校というのはそういうところだと思います。それから「②地域の日本語教室」、これは後で考えます。「③通信・遠隔教育」、インターネットで無料のサイトなどもありますし、いろいろ勉強しようと思えばできるんですけども、インターネットを利用して個人で学習しようと思うと、ある程度の日本語の知識がないと続けられないと思います。基本的な日本語しかできないような人が、自分で独力でインターネットで日本を勉強するって、これはあまり現実的ではない。身近に助けてくれる日本人がいて、その人たちの支えの元で、遠隔教育、通信教育を受けるっていうなら可能だと思うんですけども、この選択肢の「③通信・遠隔教育」も、もうちょっと配慮が必要だろう、そんなふうに思います。

それからその次に、先ほど申し上げました愛知県のガイドブックには、地域の日本語教室があって、調べ方などがガイドブックに載っています。就労外国人の具体的な日本語学習の場として、地域の日本語教室というのを紹介している、こういう状況です。

じゃあ、地域の日本語教室は就労外国人の受け皿になり得るだろうか。私はなり得ると思っています。

ただし、日本語教室に通う外国の人は、望んでいるような日本語教育、あるいは外国人を雇用する企業の皆さんたちが期待するような日本語教育が、地域の日本語教室で行えるかどうか。これについては疑問というか、いろいろ考えるべきことがあると思います。

いずれにしても、身近なところに、日本語が勉強できる場を作るということになると、地域の日本語教室を増やすというのが、当面とても大事な選択肢になると思いますし、増やすような努力が現在も行われていると思います。日本語教育を増やすために必要なことをそこに3つ書きました。

1つ目、まず、外国の人と日本語を使って勉強する。勉強を助けるパートナー・

ボランティア、これの養成・確保が必要ですね。

2つ目、教室を開く場所、場所の確保で苦労している団体がたくさんありますので、場所の確保があります。

それから3つ目、就労外国人が通えるような時間帯なんですね、働ける方、結局は夜か週末っていうことになるわけですけども、そうするとボランティアの人たちがその時間帯に集まれるのか、勉強する外国の人と助ける日本人ボランティアとの時間体のすり合わせという、これも難しい問題がある。一応この3つは、抑えなきゃいけないポイントになるんですけども、さらに言えば、教室で何をするか、どういう日本語学習活動をすればいいかについて、もっといろいろ研究をして、具体的な教材とかを考えたそうと思うと、やっぱり人材が必要ですね。

そういう人材というのは、ボランティアでやってくれといえるような仕事ではないので、これは地域日本語教室を本当に機能させようと思ったら、きちっとした待遇のもとで人を雇って、体制を作る必要があるというふうに思います。

その次の「4企業内日本語教室の開催」、これを広げていけたらいいなあというふうに思っています。具体的な例として、藤田螺子工業さんが行っている、社内の日本語教育について、去年の7月に、私は研究会でお話を伺って、すごく感動しました。そのことを御報告したいと思います。藤田さんの報告の内容をこれから要約してお伝えしますが、藤田さんは社員の数が528名で、その内モンゴルの実習生を24名、それから、元留学生の中国人を3名雇用してらっしゃって、技能実習生については、2007年から毎年6名ぐらい採用を続けていらっしゃるそうです。次のページに行きますと、外国人社員が日本人と同様の待遇で働いている。外国人社員は、町内会や地域の清掃活動などのイベントに、日本人社員と一緒に参加をしているそうです。会社の日本語の勉強会は週1回、90分から2時間程度。日本人社員は残業としてこの教室に参加をしているそうです。そして、国語の教員免許を持つ社員がいらっしゃって、その方が日本語の勉強会のコーディネーター、運営に当たってらっしゃる。日本語能力試験対策が主な勉強の内容で、3グループに分かれて勉強している。参加は義務ではないんだけど、全員が参加していて、意欲的に取り組む人が多く、日本語能力試験一級の合格者も出ています。会社全体で日本語教室をやっている、とても優れた事例だと思います。こういった企業内で日本語教室を運営していらっしゃる会社が、愛知県下に幾つあるんだろうか。そのことが知りたいなあと思います。1万7000社あるわけですから、いろいろな試みを企業の中で行っていらっしゃると思います。働くために必要な日本語は当然、企業としても、ちゃんとやってもらわないと困るので、日本語教育もその関係では、行われていると思うんですけども、実態がわかるとよい。特に、藤田さんのような、お手本になるというか、一つのモデル

になるような、ケースというのをもっと皆で共有できたら素晴らしいと思います。

次に、「4.2 企業内日本語教室を実施している企業6社」と書いたんですが、実は愛知県のこの調査は、先ほど御紹介した調査で、20の企業にアンケート表を送って、10社から回答があって、10社のうち6社が日本語教室をやった。あるいはやっているという回答をされています。その6社の回答の内容をここに書き出したんですけれども、1つ目は、「日本語教室を実施する目的・意義」について、6つの企業がどんなことを考えたか。それからその次、太字で書いてあります、「日本語教室を開催する際の苦労」には、やってみたらこういうことが大変だ、ということが書かれています。

就労する外国の人たちに日本語の勉強をしてもらおうと思うと、日本語学校は現実的ではないと申し上げました。通信も現実的ではない。で、地域の日本語教室が現実的かって言うと、1つには、もう言いましたけれども、近場に日本語教室があるといっても、その近場って、我々の調査では30分ぐらいで通えるところなんですね。そんなにたくさん日本語教室を作るわけにはいきません。

それから日本語教室をサポートするボランティアの方も、際限なく増やせるわけではありません。ですから、愛知県に暮らす外国人の6割は働いている。働いている人たちが日本語を勉強する場と考えたときに、やっぱり企業の方にもっともっと工夫をしていただかないと、実際には勉強できないんじゃないかということが、私の言いたかったことです。

それでは、「5 まとめ」に行きます。まず、最初のポイント、日本語学習の動機を高める工夫は、やる気がなかったらいくら教室を作っても駄目で、どうやってやる気を出してもらうか。一つには日本語勉強したらメリットがあるっていうことを、外国の人が実感できるような取組が、どうしても必要だと思います。

ですから企業内で教室を作って、教室に休まずにきちっと出たら、これはそのように評価しますよとか、あるいは日本語能力試験受かったら、こういうような御褒美がありますよというような、そういったことでもいいので、とにかく勉強したら得だって思うような状況を作らないと、なかなか勉強するのは大変だと思います。外国語をある程度の年齢になってからやるって本当に大変なことなので、何とかそのやる気を出してもらう工夫が必要だと思います。

それから、やる気という面で言えば、日本語の教室に来て勉強しているうちに、面白いと思ってもらえるような教室活動とか教室のあり方、これは、教える立場の人、あるいは支援する立場の人達がさらに協力する必要があると思います。

その次に、日本語学習の場の提供ということで、地域の日本語教室は、仕事に直接関係のある日本語を教えるっていうのは無理だと思います。けれども、日本語教室に来て日本語をたっぷり聞く。それから、自分の言いたいことを何とか言

ってみる。聞く・話すという、日本語を使う経験を通して、確実に日本語が勉強できて、聞く力が伸びたり、話す力が伸びますから、やっぱり日本語教室に来てもらうメリットはあります。

ただ、仕事に必要な日本語というのは、これはそれぞれの企業が必要とする日本語を考えて、お進めいただくしかないと思います。その場合、企業で日本語教育をやるってどうすればいいんだということがあると思います。そこで、今、ボランティアで活動していらっしゃる方とか、場合によっては、日本語学校の先生とかしかるべき方が企業と御一緒になって、地域に就労する外国人の日本語教育を考えていく、そういう方向が実現できたらすばらしいなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

(事務局)

尾崎先生、どうもありがとうございました。

ただいまの尾崎先生からのお話につきまして、何か、せつかくの機会ですので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

(愛知県経営者協会)

ありがとうございました。ちょっと質問なんですけれども、外国人の労働者数が15万2000人ということは、色々なところでお聞きしているんですけれども、その中で、企業で働く人で、色々な外国の方がいらっしゃって、一番多いのは現場を支えるような、モノを作ったりとか、サービスをやられている方だと思うんですが、そういう人達とは別に少し専門性を持ってやってみえる人もおられると思うんです。この1ページの資料ですと、労働者の数が、15万2000人ということで、その中の専門的な人達っていうのは、19,371人というふうに書いてあるんですけれども、大体比率で言うとおそらく13%ぐらいになると思うんですけれど、大体9割ぐらいが現場の人材で、十数パーセントが、そういうハイクラスといいますか、そういう人材という理解でよろしいのでしょうか。

(尾崎氏)

正確な数字については私は存じ上げないので、これは愛知県の労働局とか、専門の方にお答えいただくしかないと思うんですが、今お手元にある数字で言えば、専門的技術的分野のビザを持っている人ということになると、それなりの専門性があるって、多くの場合は留学生で、学部とか大学院を終わっているというような人たちがここに入るかなと思います。でも、これはむしろ、川上さんの方が詳しいはず。

(名古屋出入国在留管理局)

専門的技術分野ということで、まず、一般的な仕事のビザの人たちになります。この仕事のビザの人達になりますと、本人が越えなければならないハードルがございます。例えば大卒ですとか、実務経験とかですね。そういうのをクリアした専門的技術的な分野ということで、在留中もその仕事に就いて良いよという話で認められている在留資格の方々になりますので、その他の、身分に基づく在留資格ですとか、技能実習生とかですね、そういう方々と違って、自分達でハードルをクリアして入ってきている方達、という整理をしていただければと思います。

(愛知県経営者協会)

はい、わかりました。よくある高度人材という言われ方がありますがけれども、これも色々な定義があると思いますけれど、仮に高度人材と現場人材というふうに大きく分けた場合は、この高度人材の方が2万人ぐらいというふうに思っ
てよいのですね。

(名古屋出入国在留管理局)

それは悩ましいところですね。専門的技術的分野の中には、コックさんとかも入ってくるので、ある意味現場と言えれば現場ですし、一概にハイクラスというか、管理ばかりやっている方達という話でもないの、一概には言えないのですが、コックさんでも熟練した技能を持っているということで、要は素人ではできませんよというところの整理をされている人たちということですので、現場の人間、管理の人間ということで、区別というのは一概にできないかなというところ
です。

(愛知県経営者協会)

去年の8月から外国人の活躍とか共生でちょっとかなり重たい研究活動をや
ってしまして、その中で、そういう区分があるのかということが問題になってい
て、特に企業ですとホワイトカラーとかブルーカラーという定義があって、ホワ
イトカラーという定義がはっきりしている訳ではないんですけども、そうい
うふうに分けた場合に、外国人の今の現状がどれくらいの比率かなっていうよ
うな質問をちょっと受けたものですから、質問させていただいたんですけど、
なかなか定義は難しいってということですね。

(名古屋出入国在留管理局)

ちょっとそうですね。

(事務局)

他にいかがでしょうか。

(一般社団法人中部経済連合会)

私ども企業として、外国人材、就労外国人の状況というのは、いろいろと調べたいと思っているんですけども、一つ質問させてください。よく統計の中で、愛知県の場合は15万の外国人就労者がいらして、雇用事業所というのが1万7千とあるんですが、この雇用事業所というのがですね、我々の加盟企業、会員企業なんかでもですね、実際現場で、外国人の就労者が何百人もいるんですけども、直接雇用はしていない状況っていう、まあ大手の企業になればなるほど多いんですけども、そういう場合も、事業所っていうカウントには入っているのか、あるいは委託とかをやっていらっしゃる企業さんのことが入っているのか、その辺のところはどうなんでしょう。

(愛知労働局)

まさにこの10月末の雇用状況の集計というのは、各地域のハローワークに雇用保険の届出、つまり失業給付の加入といったとき、あるいは、辞める時の喪失手続きの時に、国籍と在留資格と在留期限、そして4月からは、在留カードナンバー、そういったものも届け出するというふうになるんですが、現時点では国籍と在留資格と在留期限といったものをハローワークの取得の届け出に書く欄があるんですね。そこで、その紙を持って管轄のハローワークに取得届を出しに行くと、そのデータがどんどん蓄積されて、1年分のデータとして10月末時点で、集計をするという仕組みになっています。従って、この愛知県内の15万人とか1万7000事業所というのは、愛知県内に、雇用保険の届け出をする義務のある会社。逆に言えば、愛知県に、例えば名古屋支店があるけれども、東京に本社があって、本社が一括して全国の取得届を受け付けているっていう話になると、東京にカウントが入ってってしまうんですね。従って、この15万人っていうのは愛知県内で必ずしも働いている数というのではないんです。ですから、豊田の営業所に採用されたけれども名古屋が本社だったら、名古屋に取得届を出されるので、名古屋で働いている人の数みたいに見えてしまうんですけども、実際は保険を届け出るハローワークにカウントされているということですね。ですから、県内に1万7000事業所あると言っても、1万7000件分のハローワークの届け出はあったけれども、必ずしも愛知で働いているかどうかは分からない。愛知県に届け出る、取得届の届け出先が愛知県内だったという意味合いです。

(一般社団法人中部経済連合会)

そうすると、例えばトヨタ自動車さんで働いているある外国人の方が、仮にA社という派遣業者から派遣されていて、A社さんが名古屋で保険の手続きをされているとすると、そのA社さん扱いになるということですか。

(愛知労働局)

派遣ですと派遣元が雇用主になりますので、派遣元が例えば中区にあれば、ハローワーク名古屋中に、豊田市で働いている人であっても取得を出しますね。そういうことです。

それともう一つ、先生の説明の中でありましたけど、製造業が愛知県は非常に多いので、これも標準産業分類というものに分類して、A社さんは何業、B社さんは何業とって、産業をそもそも紐づけされてるんですね。どこどこ自動車さんは製造業です。どこどこは情報通信業ですっていうふうで紐づけされているので、必ずしも製造業の会社から取得届が出ても、その人が必ず製造業をやっているとは限らなくて、従業員さんかもしれないし、営業やってるかもしれないし、ということで、これだけが製造が全部かっていうとそうでもなく、一方で見逃しやすいのが、その他のサービス業っていうのがあります。これは、派遣業者が入っています。ですから、派遣業者が取得届を2万9000出しました。でも、その人たちは、製造として派遣されてるっていうことで製造やってる人が逆に、そこの中になんかいるのかなということ、職業別ではないのでちょっと見にくいかなっていう気はしましたね。ちょっと参考までに。

(事務局)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは尾崎先生、どうもありがとうございました。尾崎先生には、引き続きワーキンググループに御参加いただきまして、御意見等いただきます。よろしくお願ひします。

それでは続きまして、今の「意見交換」に移りたいと思います。今回は、構成団体様の、今年度の日本語教育に関する取組や、日本語教育を充実する上での課題等について、事前に調査をさせていただき、お手元の資料9のとおり回答をまとめさせていただきました。

本日は、愛知県及び愛知県教育委員会の取組や課題を説明させていただきまして、それに引き続き、愛知労働局様、知立市様、東海日本語ネットワーク様に、それぞれ取組や課題について御説明いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それではまず、愛知県から説明をさせていただきます。

イ 意見交換（今年度の日本語教育に関する取組等について）

（事務局〔愛知県多文化共生推進室〕）

愛知県の本年度の日本語教育の取り組みの課題について御説明いたします。
資料9の愛知県多文化共生推進室の欄を御覧ください。

今年度、愛知県では、豊橋市、知立市、江南市の県内3か所に、乳幼児を持つ外国人保護者の交流の拠点となる「多文化子育てサロン」を設置し、親子で楽しめる企画の実施や、言語習得のポイントや母子保健など、子育てに必要な情報の提供を行って参りました。

次に、外国人児童生徒が小学校に早期に適応できるよう、入学前に日本語の初期指導や学校生活の適応指導を行うプレスクールの普及を図る説明会を県内3か所で開催しました。

次に、不就学の外国人児童生徒を支援するため、市町村域を越えて就学支援活動を行うNPO等に送迎費等を補助する「外国人児童生徒日本語教育支援補助金」を、県内の5団体に交付しております。

次に、外国人の日本語教育に関わるNPO、有識者、経済団体、企業等を構成員とする、日本語教育を取り巻く状況の把握や意見交換を行う「あいち外国人の日本語教育推進会議」を昨年6月に開催しました。

次に、委託事業として、日本語がほとんど分からない大人の外国人県民を対象とした初期日本語教室を刈谷市で開催するとともに、初期日本語教室で活動する人材の養成を行いました。

日本語教育を充実する上での課題ではありますが、本県が推進する、多文化子育てサロンやプレスクール事業、そして地域における初期日本語教室などのモデル事業について、県内市町村への普及と定着を着実に進めていくことが課題であると認識しております。こうした課題に対応していくためには、地域日本語教育の関係主体との連携がますます重要になっていると考えております。

また、先ほど尾崎先生の講演でもありましたが、来年度、「あいち地域日本語教育推進センター」これはまだ仮称でございますが、これを設置する予定でございます。なお、お手元の資料に、1月6日付けの新聞報道を配布させていただきました。このセンターでは、「総括コーディネーター」と「地域日本語教育コーディネーター」を配置して、地域日本語教室への支援等を行っていく予定であります。「総括コーディネーター」は、常勤の職員ということで、一名を採用していく方針でございますが、「地域日本語教育コーディネーター」は、地域で一定程度活躍されている地域の日本語教室の代表者の方々や、学識経験者、県の委託事業を受託された経験のあるNPO法人等の代表者の方などを

想定しておりますが、詳細を検討しているところですので、来年度の当初予算案の中で、具体的な内容をお示ししていきたいと考えております。

このセンターを来年度できるだけ早い段階で設置をいたしまして、地域の日本語教育まだまだ教室がない空白地域もたくさんございます。また、地域の日本語教室で、技能実習生を受け入れて、なかなか指導方針に戸惑っているというケース、また、なかなか人材が育っていないくて、教室の運営に苦勞されているというような日本語教室等の支援を進めて参りたいと考えております。簡単ではございますが説明は以上でございます。

(事務局)

それでは続きまして県教育委員会から御説明を申し上げます。

(事務局 [愛知県教育委員会])

資料9の「愛知県教育委員会の取組」を御覧ください。記載と説明が前後するところもございますが、簡単に説明させていただきます。まず、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学習支援を行うために配置しております、日本語教育適応学級担当教員についてですが、県では、独自の配置基準に沿って配置しております。今年度は、前年度から60人増の602人を配置しております。今後も外国人の児童生徒は増加することが見込まれますので、この在籍状況に応じまして、担当教員の配置の充実を図って参りたいと考えております。

また、義務教育の関係、小中学校におきましては、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校へ、母語とする児童生徒が多いポルトガル語、スペイン語、フィリピン語の語学相談員を派遣しておりますが、母語が多言語化してきておまして、対応できる人材の確保に苦慮しているというところがございます。

次に、高等学校、特別支援学校につきましては、増加傾向にある外国人生徒及び保護者と十分な意思疎通を図る手段の確立が必要であると考えておまして、教育支援員の拡充を図る一方で、今年度からは、多言語対応のため、小型通訳機器を新たに配備いたしまして、効果的な活用の検証を始めているところです。さらに高等学校では、今年度実施の入学者選抜から、全日制の外国人生徒等の特別選抜実施校を2校増やしまして、11校で実施するとともに、定時制の前期選抜で実施してきました、外国人生徒等に係る受検上の配慮を、後期選抜でも実施することとしております。

以上のような学校での取組に加えまして、若者外国人未来応援事業におきまして、外国人に対する日本語の読み書きを中心とした個別学習支援を名古屋地域で実施しております。

本年度、その参加者は著しい増加が見られました。さらに、他の地域での本事

業の参加者の状況から、学習言語に課題を抱える外国人に対する支援を充実していく必要性も感じておりますので、今後事業の拡充について検討しております。簡単ですが以上です。

(事務局)

引き続きまして、愛知労働局様よろしく申し上げます。

(愛知労働局)

労働局では、その①に書いてある取組の中の、「外国人就労定着支援研修」というものを実施しております。この研修を受ける対象者というのが、長く日本で生活できる在留資格をお持ちの方を対象として、研修を受けていただいております。すべての研修時間が昼間開催するという研修ですので、既に働いていらっしゃる方が日本語の勉強だけしたいという方についてはちょっと向いていないのかもしれませんが、これから、就職を考えているけど、昼間は何らかの事情で研修を受けられないという方をケアできるように、そういった方々のみ対象とした夜間コースとかがあると、さらに利用促進に繋がるのかなと考えております。

令和元年度の11月末現在までの状況について、簡単に口頭で御報告したいと思います。前年度は、14のエリアで63回実施しました。これが令和元年度は、同じく14のエリアで、67回のコースということで、拡充して実施しているところです。11月末現在で、申込者が1,513名。その中の、実際に受講された方が1,033名でした。去年の11月末では938名でしたので、去年よりも10.1%受講者が増えております。先ほど先生の講義の中でもありましたが、なかなかついて行けなくなってしまうというような方もいらっしゃったようです。去年は77名、全体の6.8%がついていけないとか、就職という理由もあって中退された方がいたのですが、今年の中退者は16名ということで、かなり中退される方が減っているということで最後まで熱心に受講されている状況でございました。

研修を修了されてからの進路を追跡調査しておりまして、修了された方も232名が何らかの形でお仕事に就いていらっしゃるという状況でありました。さらに就業して、ワンランク上の研修を受けたいと言って、さらに、日本語に磨きをかけたいという方が約30%近くいらっしゃいました。

受講の目的は、概ね安定就労につなげたいということ、あと日本語ができないと仕事が見つけられないので、ということが、受講動機ということで聞いております。私からは以上です。

(事務局)

ありがとうございました。引き続きまして、知立市様お願いいたします。

(愛知県市長会〔知立市〕)

私からは学校教育の取り組みを中心にお話をさせていただきます。日本語指導が必要な児童生徒が知立市も大変多くいるわけですが、その児童生徒に対して、早期適応教室を設置して、初期の日本語指導を実施しております。

約3ヶ月、日本語の初期指導をして、それぞれの在籍校の方に戻っていきます。そして、在籍校では、特別の教育課程による日本語指導も行っております。

愛知県教育委員会から日本語適応学級担当教員という加配教員をいただいておりますので、その加配教員を中心に日本語指導を行っております。

ただ、集住地区を学区に持つ小中学校では、なかなか教員の手が足りないということで、市で日本語指導助手を配置しております。授業をしていく上で、手助けとなるポルトガル語ができる日本語指導助手を配置しております。

さらに、小学校は、日本語指導が必要な児童が多いので、ポルトガル語2名、タガログ語1名の通訳翻訳者を配置しております。

年々、日本語指導が必要な児童生徒は増加しており、知立市ではその対応が課題になっています。市内で1か所しかありませんので、2か所に増やしていかれたらと考えているのですが、なかなか難しい状況です。場所、施設設備の問題や、指導員を増やしていくというような課題があります。

また、愛知県教育委員会から加配をいただいている日本語教育適応学級担当教員ですが、県独自の基準で配置をしていただいておりますが、集住地区の小中学校では、その基準が頭打ちの状態になっています。もっと加配教員がいただければ、よりよい日本語指導ができるのではないかと考えております。

やはり人手が足りないといったところが知立市の大きな課題であると考えております。簡単ですが以上です。

(事務局)

ありがとうございました。引き続きまして東海日本語ネットワーク様、よろしく申し上げます。

(東海日本語ネットワーク)

1つ目に研修会をやっていると書かせていただきました。基本的には月1回、1年に8回の研修会をしています。資料の方に付けさせていただいたのは、2月と3月の研修会のチラシです。2月は子どもの教育に関して、愛知淑徳大学の小島祥美先生に全般的なお話をさせていただきます。

それから、3月の方は、愛知県の事業で行いました「はじめての日本語教室」

の対話型活動の、全体の事業コーディネートをされた方にお話をさせていただきます。

今回お話ししたいと思うのは、今年度、名古屋市内の聞き取り調査をやったんですけれども、これは昨年度から引き続いて行った調査で、そのことについて、簡単に御説明させていただきます。

昨年度は予備調査として、名古屋市のオープンデータから、だいたいこんなことがいえるかなというようなことを拾いました。在留資格別のデータの中で、留学生とか高度人材と言われている人達、ここから技能の部分は除いています。コックさんなんかですね。それから、技能実習は、どうしようかなっていうようなところなんですけれども、身分に基づく在留資格と高度人材とか留学生とかっていうのを並べ替えて見てみると、実は港区が日本語を必要としている外国人が一番多いだろうというふうに、外国人が一番多い中区と逆転したというような見え方がありました。それから、日本語教室の資料は、愛知県国際交流協会さんが毎年調べているものを見せていただいて、名古屋市内のどこに配置されるかっていうのを調べましたところ、日本語教室が1つもない区が6つある。これは理解はできるわけです。先ほど言った区別の外国人数を見てみると、対象となる外国人が比較的少ない区ではあるんですけれども、しかし、6つ空白地域があるということが分かりました。そして、日本語教室の数は中区に圧倒的に集中していました。これは、名古屋市の場合は、名古屋国際センターと愛知県国際交流協会が主催している教室がそれぞれあって、それ以外はすべて任意団体です。主に女性が中心のボランティア団体が担っているということで、この中区の集中も圧倒的に平日昼間に開催されているところが多いということになります。従って、学習者層も、調査すると、女性の割合が多くて、家族滞在といった、高度人材の家族と日本人の配偶者等というような人が多かったりというような現実があります。そして同時に、開催日時の選択肢がどの区にもないわけです。うちの区に一つあっても、そこで、夜開催しているという教室があったら、昼間はないとか、昼間に開催していたら夜はないとか。そういったような事情があって絶対的に足りないということで、選択肢が非常に全般的に少ないということが分かります。それから、学習者は30分以内で通っている学習者が多いということが分かりました。

そして今年度は、聞き取り調査をしたんですけれども、昨年度日本語教室で学んでいる学習者には、色々アンケートに答えてもらったので、私たちが知らないといけないのは日本語教室に通っていない人達の声ではないかということで、雲をつかむような対象者に聞き取りを行うということに挑戦しました。バイリンガルの調査員をお願いして、どちらかというとな身分による在留資格であったり、技能であったりを主な対象者にアンケート票に基づく聞き取り調査を行い

ました。そこから尾崎先生の御報告にもあったように、通っていないという人たちなので、仕事や子育てに忙しい、学習時間が合わない、日本語教室の存在を知らないというのがありました。そして、通いたい日本語教室の条件ってというのは、時間や場所の開催条件が合って選べる、無料である、学びたいことが学べるというようなものが出ました。

今年度の10月に開催したボランティアシンポジウムで、調査員の人達によるパネルトークをののですが、そこで出たのが、みんないろいろ言い訳はしてるけれど、時間が本当にないわけじゃない。その気になれば、日本語教室に通うことができるはずだというようなことで、そういう人たちに、情報を伝えたり、励ましたりする仕組みが必要というようなことで、SNSとか外国人コミュニティーを活用した日本語教室情報の周知が必要なのではないかということ。それから日本語学習に消極的な人たちに、何か学びたくなるような、そういった意識改革をしていく必要があるだろうというようなことが出ました。

以上です。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは皆様から説明がありました内容等につきまして、また、今までの全般的な話でも結構ですが、何か御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。よろしければ尾崎先生、いかがでしょうか。

(尾崎明人氏)

さっき一番最後のところを何も言わなかったんですけど、愛知県の作る「あいち地域日本語教育推進センター」にすごく期待してるんですよ。あんまり期待されたって、人手もそんなにないし、予算も大したものくれるわけじゃないしとかって、御苦労だろうってことはよく分かるんですよ。だいたいみんな分かっているんですよ。看板だけは上の人はバーンと打ち出すけど、実際の現場見に行くとモノ言ってくれよって言いたいようなこといっぱいあると思うんですけど。そういうことを承知の上であえて言わせていただくんですけど、まず、総括コーディネーターの方と8名のコーディネーターの方が腹を割って話せるような、そういう関係をぜひ作っていただきたいなと思います。

それから、地域の日本語教室の数を増やしたり、質を改善したりしても、もうこの問題は解決できませんね。人数的にどう考えても。だから今、在住の外国人が去年の6月の段階で、愛知県にいる27万の外国人のうち、やっぱり日本語がちょっと教えてあげないと駄目だよっていう人が、何万人いるかっていうのが、

それもよくわかってないんですよ。技能実習生は本国で一応勉強してきたはずなんですけど、技能実習生を教える人の話を聞くと、何習ってきたんだろうね。こっちの言っていること全然通じないよとか、発音がひどくって何言っているか分からないよっていう、これが実態なんですよ。だから制度的にはN4だとかって言ってやってはきているんです。だから来た人が一番かわいそうで、ベトナムとか、本国で習って、これでいけると思って日本に来たらとんでもないって、ものすごく落ち込んだりしてると思うんですよ。そういうことも含めて、一体どれだけの外国人の人に日本語を勉強したいって言ったら、勉強できる場を提供するのか。そもそも、何人いるのかっていうのは分からないんですよ。

だけど、愛知県に27万人いて、仮に、1万人に週に1回2時間は勉強できるようにするよ、といったら、どうなりますかね。10人のグループで先生1人いるって考えると、1万人に対して10人のグループだから、1,000グループです。1,000のグループを世話しようと思ったら、いくつ教室が必要で、ボランティアは何人必要でしょうか。地域だけではもう考えられない。もう企業しかないですよ。企業の方が、手探りでいいから、それは企業の人材育成の、むしろ日本語教育であると同時に社員教育じゃないですか、これは。外国人の社員教育と同時に、日本人の社員教育ですよ。企業が将来的にどう行くかってことを皆さんお考えになっていると思うんですけども、技能実習のような3年とかのサイクルで入れ替わりでやれるような労働力、長期的にずっとここで技術を継承してやっていけるような人材をどういうふうにマネージしていくか。そして特定技能の2号っていうのは、今のところは2つぐらいしか業種決まっていますが、絶対これを増やすことになると思うんですよ。技能実習で3年5年延ばしていくわけですけど、そういう長期的なことを考えて社員教育をした時に、やっぱり日本語教育を通して日本人社員と、就労の外国の人も将来的にはうちの会社にずっと引き留めて使える人間は引き留められるようにって、お考えになると思うんですね。

地域の日本語教室は、人材育成の場じゃありません。地域の日本語教室は、私たち日本人が外国の人と接することを通して学ぶっていうことの方がはるかに重要だというふうに、今は私、思ってますから。

それで、センターに戻るんですけど、大変だと思うんですけど、もうちょっと企業の方が、うちでも日本教育やってみたいんだけどっていう声をサポートするようなお仕事も、やっていただけたらすごく嬉しいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。大変参考になりました、今後の参考にさせていただきます。他によろしかったでしょうか。それでは皆様の貴重な御意見、

情報提供いただきましてありがとうございました。

以上もちまして、日本語学習、日本語教育ワーキンググループを終了させていただきます。

なお、次回第4回目は、来年度を予定しております。引き続き、就労支援や地域の日本語の教育担い手などをテーマに取り上げて、皆様方と情報共有を図って参りたいと存じておりますので、御協力いただけますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。